

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

条 例	規 則	審査基準
<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第二百十八条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八条第十一项に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う</p>	<p>指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</p> <p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 指定居宅サービスに関する基準</p>	<p>指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する審査基準</p> <p>十 特定施設入居者生活介護</p>

<p>者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二百十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 イからハマまでに定めるとおりとする。</p> <p>イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。</p>		<p>1 人員に関する基準</p> <p><u>(1) 生活相談員（基準条例第二百二十条）</u> <u>通所介護の場合と同趣旨であるため、第三の六の1の(2)を参照されたい。</u></p> <p><u>第三の六[通所介護]の1 (2)より</u> <u>(2) 生活相談員（基準条例第二百十九条第一項第一号）</u> <u>生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十三号）第六条第二項に定める生活相談員に準ずるものであり、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>① 社会福祉士法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>② 介護支援専門員</u></p> <p><u>③ 社会福祉施設長資格認定講習会修了者</u></p>
--	--	---

<p>(1) 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。</p> <p>三 機能訓練指導員 一以上</p> <p>四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス基準条例第二百四条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準条例第二百四条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合に</p>		<p>(2) 看護職員及び介護職員</p> <p>① <u>基準条例第二百十九条</u>第一項第二号ハの「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」及び同条第二項第二号ハの「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」とは、介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。</p> <p>② <u>基準条例第二百十九条</u>第二項第二号イの「看護職員及び介護職員の合計数」について、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとする。</p> <p>③ <u>基準条例第二百十九条</u>第二項第二号ハの「宿直時間帯」は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後9時から午前6時までなどと設定するものとする。また、宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければならないこととする。</p> <p>④ <u>基準条例第二百十九条</u>第八項の「指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場</p>
--	--	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>あつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>二 看護職員又は介護職員 イからハまでに定めるとおりとする。</p> <p>イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者$\underline{\text{の数}}$及び介護予防サービスの利用者$\underline{\text{の数に十分の三を乗じて得た数の合計数}}$が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は次のとおりとすること。</p> <p>(1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活</p>		<p>合」とは、入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず、要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合をいうものとする。</p> <p>(3) 主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員</p> <p><u>基準条例第二百十九条</u>第五項の「主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」及び同条第八項の「主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員及び看護職員」とは、要介護者等（第五項の場合には要介護者、第八項の場合には要介護者及び要支援者をいう。以下同じ。）に対するサービス提供に従事することを基本とするものである。ただし、要介護者等のサービス利用に支障がないときに、要介護者等以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えない。</p> <p>指定時においては、これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び前記の趣旨が運営規程において明示されていることを確認する必要がある。</p> <p>(4) 機能訓練指導員 (<u>基準条例第二百十九条</u>第六項)</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な</p>
--	--	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。</p> <p>三 機能訓練指導員 一以上</p> <p>四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）</p> <p>3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担</p>		<p>機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。</p>
---	--	--

<p>当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（同項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。</p> <p>(管理者) 第二百二十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等</p>		<p>(4) 管理者（基準条例第二百二十条） 短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第三の八〔短期入所生活介護〕の1の(5)を参照されたい。</p> <p>第三の八の1(5)より 指定特定施設の管理者は常勤であり、かつ、</p>
---	--	--

<p>の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>第二百二十一条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p>	<p>（設備に関する基準）</p> <p>第六十九条 条例第二百二十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p>	<p>原則として専ら当該施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定特定施設の特定施設従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）</p> <p>2 設備に関する基準（基準条例第二百二十一条及び基準規則第六十九条）</p>
--	---	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造かつ平屋建ての建物について規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。</p>	<p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>(1) <u>基準条例第二百二十一条第二項及び基準規則第六十九条第一項の規定</u>は、指定短期入所生活介護の事業に係る<u>基準条例第一百五十二条第二項及び基準規則第四十六条第二項の規定</u>と同趣旨である為、<u>第三の八〔短期入所生活介護〕の2の(3)を参照</u>されたい。</p> <p>第三の八の2 (3)より</p> <p><u>基準条例第二百二十一条第二項</u>における「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。</p> <p>① <u>基準規則第六十九条第二項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</u></p> <p>② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>③ 管理者及び防火管理者は、当該<u>指定特定施設</u>の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>④ 定期的に行うこととされている避難等の</p>
---	--	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>4 指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>2 条例第二百二十一条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けないこと。</p> <p>ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。</p> <p>三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。</p> <p>四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>	<p>訓練は、当該指定特定施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p> <p>(2) <u>基準規則第六十九条第二項</u>第一号イの「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。なお、<u>基準規則附則第五項</u>により、<u>平成十八年四月一日前</u>から定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとする。</p> <p>(3) <u>基準規則第六十九条第二項</u>において、介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。また、機能訓練室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとしたが、この場合には、同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該特定施設入居者生活介護事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も含まれるも</p>
--	--	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p> <p>6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。</p> <p>8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス基準条例第二百七条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び契約の締結等)</p> <p>第二百二十二条 指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>のである。</p> <p>(4) <u>基準条例第二百二十一条</u>第五項の「利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造」とは、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p>第七十条 条例第二百二十二条第一項の規則で</p>	<p>のである。</p> <p>(4) <u>基準条例第二百二十一条</u>第五項の「利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造」とは、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p><u>基準条例第二百二十二条</u>第一項は、利用者に対</p>
--	--	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百三十三条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)</p> <p>第二百二十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではな</p>	<p>定める方法は、第四条に定める方法とする。</p>	<p>し適切な特定施設入居者生活介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定の方法並びに事故発生時の対応等である。</p> <p>また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。</p> <p>なお、基準条例第二百十九条第二項本文に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあつては、特定施設入居者生活介護事業と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、1つの契約書によることができる。</p> <p>(2) 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等</p> <p>基準条例第二百二十三条第二項は、入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者から指定</p>
---	-----------------------------	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>らない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認） ☆基準第 238 条</p> <p>第十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指</p>		<p>特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。</p> <p>（4） 受給資格等の確認 ☆</p> <p>① 基準条例第十二条第一項は、指定特定施設入居者生活介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期</p>
---	--	---

<p><u>定特定施設入居者生活介護を提供するように努めなければならない。</u></p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆ 基準第 238 条 第十三条 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、<u>居宅介護支援</u>(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない場合等であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>② <u>基準条例第十二条第二項</u>は、<u>利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等</u>に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、<u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、これに配慮して<u>指定特定施設入居者生活介護</u>を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(5) 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>① <u>基準条例第十三条第一項</u>は、<u>要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定特定施設入居者生活介護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、<u>利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合</u>には、<u>要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② <u>基準条例第十三条第二項</u>は、<u>要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受け</u>る必要があること及び当該更新認定が申請の日か</p>
---	--	---

<p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第二百二十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定</p>		<p>ら30日以内に行われることとされていることを踏まえ、<u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)</u>が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、<u>要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(3) サービス提供の記録</p> <p>① <u>基準条例第二百二十五条</u>第一項は、指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、<u>他の居宅サービス事業者等において当該利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者に対して、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものである。</u></p> <p>② <u>基準条例第二百二十五条</u>第二項は、サービ</p>
---	--	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第二百二十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>		<p>スの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、<u>基準条例第二百三十七条第二項の規定に基づき、当該記録は、当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>利用料等の受領 (基準条例第二百二十六条並びに基準規則第七十一条)</u></p> <p>① <u>基準条例第二百二十六条</u>第一項、第二項及び第四項の規定は、指定訪問介護に係る<u>第二十一条</u>第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一【訪問介護】の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。</p> <p>第三の一の3(10)より</p> <p>① <u>基準条例第二百二十六条</u>第一項は、<u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定特定施設入居者生活介護</u>についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割(法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p>
---	--	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>		<p>参考：法第五十条、第六十条、第六十九条第三項の規定とは、次のようなものである。</p> <p>ア 法第五十条、第六十条は、省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の1割又は2割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割超又は8割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。</p> <p>イ 法六十九条第三項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。</p> <p>② <u>基準条例第二百二十六条</u>第二項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない<u>指定特定施設入居者生活介護</u>を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである<u>指定特定施設入居者生活介護</u>に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる<u>指定特定施設入居者生活介護</u>のサービスと明確に区分されるサービスについては、次の</p>
---	--	---

<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>(支払を受けることができる費用)</p> <p>第七十一条 条例第二百二十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>二 おむつ代</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>ような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、<u>指定特定施設</u>の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の事業の会計と区分されていること。</p> <p>③ <u>基準条例第二百二十六条</u>第三項及び<u>基準規則第七十一条</u>は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に関して、</p> <p>イ 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>ロ おむつ代</p> <p>ハ <u>イ及びロ</u>に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、<u>基準条例第二百二十六条第一項</u>及</p>
---	---	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆<u>基準第238条</u> <u>第二十二條 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受</u></p>		<p><u>び第二項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用の具体的な範囲については、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成十二年三月三十日老企第五十二号）」及び「通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて（平成十二年三月三十日老企第五十四号）」に定めるところによるものとする。</u></p> <p>④ <u>基準条例第二百二十六条第四項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</u></p> <p>(11) 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆ <u>基準条例第二十二條は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定特定施設入居者生活介護に</u></p>
--	--	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>けた場合は、提供した<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第二百二十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、</p>		<p>係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(5) 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針</p> <p><u>基準条例第二百二十七条</u>第四項及び第五項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場</p>
---	--	---

<p>身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らの提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(特定施設サービス計画の作成)</p> <p>第二百二十八条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者(第二百十九条第一項第四号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内</p>		<p>合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>(6) 特定施設サービス計画の作成</p> <p>基準条例第二百二十八条は、特定施設サービス計画の作成及び変更の留意点及び方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。</p> <p>サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならない。また、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した特定施設サービス計画は、基準条例第二百三十七条第二項の規定に基づき、当該</p>
--	--	---

<p>容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(介護)</p> <p>第二百二十九条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p>		<p><u>指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>また、指定特定施設入居者生活介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定施設入居者生活介護事業者については、第三の一の3の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「特定施設サービス計画」と読み替える。</u></p> <p>(7) 介護</p> <p>① <u>基準条例第二百二十九条</u>の規定による介護サービスの提供に当たっては、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援</p>
--	--	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>(機能訓練) ☆<u>基準第 238 条</u> <u>第一百六十条</u> <u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、<u>利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又</u></p>		<p>を行うものとする。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>② <u>基準条例第二百二十九条</u>第二項の規定による入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>③ <u>基準条例第二百二十九条</u>第三項の規定による排せつの介助に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>④ <u>基準条例第二百二十九条</u>第四項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の心身の状況や要望に応じて、一日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。</p> <p>(8) <u>機能訓練</u> ☆ <u>基準条例第一百六十条</u>に定める機能訓練は、<u>利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない</u></p>
--	--	--

<p>は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理) 第二百三十条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(相談及び援助) 第二百三十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p> <p>(利用者の家族との連携等) 第二百三十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>		<p>い。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。</p> <p>(8) 相談及び援助 <u>基準条例第二百三十一条</u>の規定による相談及び援助については、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。</p> <p>(9) 利用者の家族との連携等 <u>基準条例第二百三十二条</u>は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者との家族との連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこ</p>
--	--	--

<p>(利用者に関する市町村への通知) ☆基準第 238 条</p> <p>第二十七条 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</u></p> <p>一 正当な理由なしに<u>指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた</u>と認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応) ☆基準第 238 条</p> <p>第五十六条 <u>特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>		<p>ととするものである。</p> <p>(14) 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p><u>基準条例第二十七条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第二十二条第一項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定特定施設入居者生活介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</u></p> <p>(3) 緊急時等の対応 ☆</p> <p><u>基準条例第五十六条は、特定施設従業者が現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協</p>
--	--	---

<p>(管理者の責務) ☆基準第 238 条</p> <p>第五十七条 <u>指定特定施設の管理者は、指定特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百三十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第七十二条 条例第二百三十三条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>三 入居定員及び居室数</p> <p>四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>六 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p>	<p>力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> <p>(4) 管理者の責務 ☆</p> <p><u>基準条例第五十七条は、指定特定施設の管理者の責務を、指定特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定特定施設の従業者に基準条例の第十一章第四節(運営に関する基準)及び基準規則第七十条から第七十三条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</u></p> <p>(10) <u>運営規程(基準条例第二百三十三条及び基準規則第七十二条)</u></p> <p><u>基準条例第二百三十三条は、指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、基準規則第七十二条第一号から第十一号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>指定特定施設入居者生活介護の内容</u></p> <p>「指定特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の1週間における回数等の</p>
---	---	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

	<p>八 非常災害対策</p> <p><u>九 苦情処理に関する事項</u></p> <p><u>十 虐待防止に関する事項</u></p> <p>十一 その他運営に関する重要事項</p>	<p>サービスの内容を指すものであること。</p> <p>② その他運営に関する重要事項</p> <p><u>基準条例第二百十九条</u> 第一項第二号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。</p> <p>また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。</p> <p>第三の一〔訪問介護〕の3 (17)より</p> <p>〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 利用料その他の費用の額（<u>基準規則第七十二条第四号</u>）</p> <p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである<u>指定特定施設入居者生活介護</u>に係る利用料（1割負担又は2割負担）及び法定代理受領サービスでない<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の利用料を、「その他の費用の額」</p>
--	---	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

としては、基準条例第二百二十六条第三項及び基準規則第七十一条により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。

④ 苦情処理に関する事項（基準規則第七十二条第九号）

苦情処理に関する事項は、苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置の内容を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。

⑤ 虐待防止に関すること（基準規則第七十二条第十号）

従業者に対する研修、苦情処理の体制整備等、虐待防止のために講ずる措置の内容を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。

第三の八〔短期入所生活介護〕の3(13)より

④ 施設の利用に当たっての留意事項（基準規則第七十二条第六号）

利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること〔略〕。

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百三十四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定</p>		<p>⑤ 非常災害対策（<u>基準規則第七十二条第八号</u>）</p> <p>第三の八の3(14)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること〔略〕。</p> <p>(11) 勤務体制の確保等</p> <p><u>基準条例第二百三十四条</u>は、利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>① 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当との兼務関係等を勤務表上明確にすること。</p> <p>② <u>基準条例第二百三十四条</u>第二項の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に行わせる指定特定施設入居者生活介護事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再</p>
---	--	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p><u>施設従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。</u></p>		<p>委託させてはならない。なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。</p> <p>イ 当該委託の範囲</p> <p>ロ 当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ハ 受託者の従業者により当該委託業務が<u>基準条例第十一章</u>第四節の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>ニ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨</p> <p>ホ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>ヘ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>③ 指定特定施設入居者生活介護事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p> <p>④ 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う②のニの指示は、文書により行わなければならない</p>
---	--	---

<p>(協力医療機関等)</p> <p>第二百三十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(非常災害対策) ☆基準第 238 条</p> <p>第百十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定するとともに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常</p>		<p>ないこと。</p> <p>⑤ 指定特定施設入所者生活介護事業者は、<u>基準条例第二百三十七条第二項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p>(12) 協力医療機関等</p> <p>① <u>基準条例第二百三十五条第一項及び第二項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましい。</u></p> <p>② 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。</p> <p>(6) 非常災害対策 ☆</p> <p>基準条例第百六十九条で準用する第百十一条は、<u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に際して必要な態様ごとの具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及</p>
--	--	--

<p>災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない。</p> <p>4 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、災害時に他の事業所等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。</u></p>		<p>び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている<u>指定特定施設入居者生活介護事業所</u>にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている<u>指定特定施設入居者生活介護事業所</u>においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>② 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものである。</p> <p>③「<u>夜間(夜間を想定した場合を含む。)の訓練</u>」とは、<u>夜間及び深夜の時間帯における避難誘導の実態や問題点等を把握し、現下での可能なかぎりの対策を講ずるため、当該時間帯における体制のもとでの訓練を実施することとしたものである。</u></p> <p>④ 「地域の自主防災組織」とは、自治会、町内会、青年団、婦人会など地域住民などによる地域単位の組織を表すものである。</p> <p>⑤ 「<u>協力体制の確立</u>」とは、<u>例えば避難訓練の合同実施や地域住民の教も踏まえた災害備蓄の確保</u></p>
---	--	---

<p>(衛生管理等) ☆基準第 238 条</p> <p>第百十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。</p> <p>(掲示) ☆基準第 238 条</p> <p>第三十四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービ</p>		<p>などである。</p> <p>⑥ 「<u>広域的相互応援体制の整備及び充実</u>とは、被災していない他の事業所等から職員派遣、必要物品等の提供、施設利用その他の必要な協力を得るための体制づくりを求めることとしたものであり、例えば協定の締結などである。</p> <p>(7) 衛生管理等 ☆</p> <p>基準条例第百十二条は、指定特定施設の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</u></p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、<u>厚生労働省の通知等に基づき、適切な措置を講ずること。</u></p> <p>③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
---	--	--

<p>スの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆基準第 238 条</p> <p>第三十五条 <u>指定特定施設</u>の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、当該<u>指定特定施設</u>の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>		<p>(21)秘密保持等 ☆</p> <p>① <u>基準条例第三十五条第一項は、指定特定施設</u>の<u>特定施設従業者</u>その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② <u>基準条例第三十五条第二項は、指定特定施設入居者生活介護事業者</u>に対して、過去に当該<u>指定特定施設</u>の<u>特定施設従業者</u>その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、<u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設</u>の<u>特定施設従業者</u>その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ <u>基準条例第三十五条第三項は、特定施設従業者</u>がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、<u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある</u></p>
---	--	---

<p>(広告) ☆基準第 238 条</p> <p>第三十六条 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</u></p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆基準第 238 条</p> <p>第三十七条 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</u></p> <p>(苦情処理) ☆基準第 238 条</p> <p>第三十八条 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項</u></p>		<p>ことを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(22)居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆</p> <p><u>基準条例第三十七条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</u></p> <p>(23)苦情処理 ☆</p> <p>① <u>基準条例第三十八条第一項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</u></p>
---	--	--

<p>の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合に</u></p>		<p>② <u>基準条例第三十八条第二項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定特定施設入居者生活介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定特定施設入居者生活介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。</u></p> <p>また、<u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</u></p> <p>なお、<u>基準条例第二百三十七条第二項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>③ <u>基準条例第三十八条第三項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定特定施設入居者生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</u></p>
--	--	---

<p>は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第二百三十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆<u>基準第 238 条</u></p> <p><u>第四十条</u> <u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置につい</p>		<p>(13) 地域との連携等</p> <p>① <u>基準条例第二百三十六条</u>第一項は、指定特定施設入居者生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② <u>基準条例第二百三十六条</u>第二項は、<u>基準条例第四条</u>第二項の趣旨に基づき、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、<u>市町村が</u>、老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う<u>事業</u>が含まれるものである。</p> <p>(25)事故発生時の対応 ☆</p> <p><u>基準条例第四十条</u>は、<u>利用者が安心して指定特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。</u><u>指定特定施設入居者生活介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととすると</p>
--	--	---

<p>て記録しなければならない。</p> <p>3 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>(会計の区分) ☆基準第 238 条 <u>第四十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所ごと</u></p>		<p>もに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する<u>指定特定施設入居者生活介護</u>の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、<u>基準条例第二百三十七条第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定施設入居者生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</u></p> <p>② <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</u></p> <p>③ <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</u></p> <p>(26) 会計の区分 ☆ <u>基準条例第四十一条は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分す</u></p>
--	--	--

<p>に経理を区分するとともに<u>指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百三十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完了の日 <u>(当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日をいう。)</u> から五年間保存しなければならない。</p>	<p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第七十三条 条例第二百三十七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一 特定施設サービス計画</p> <p>二 条例第二百五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 条例第二百二十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 条例第二百三十四条第三項に規定する結</p>	<p>るとともに、<u>指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、次の関係通知等によるものとする。</u></p> <p><u>① 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成二十四年三月二十九日 老高発〇三二九第一号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)</u></p> <p><u>② 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成十三年三月二十八日 老振発第十八号 厚生労働省老健局振興課長通知)</u></p> <p><u>③ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成十二年三月十日老計第八号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長)</u></p>
--	--	--

<p>(暴力団関係者の排除) ☆基準第 238 条 第四十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者 は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴 力団排除条例(平成二十二年大分県条例第三十 三号)第七条第一号に規定する暴力団関係者を いう。)の支配を受けてはならない。</p> <p>(準用) 「☆基準第 238 条」と記載した条で読み替え 第二百三十八条 第十二条、第十三条、第二十二 条、第二十七条、第三十四条から第四十一条ま で、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第百 十一条、第一百十二条及び第一百六十条の規定は、 指定特定施設入居者生活介護の事業について準</p>	<p>果等の記録</p> <p>五 条例第二百三十八条において準用する条 例第二十七条に規定する市町村への通知に 係る記録</p> <p>六 条例第二百三十八条において準用する条 例第三十八条第二項に規定する苦情の内容 等の記録</p> <p>七 条例第二百三十八条において準用する条 例第四十条第二項に規定する事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p><u>(27) 暴力団関係者の排除 ☆</u> <u>基準条例第四十三条は、指定特定施設入居者生</u> <u>活介護事業所を運営するにあたって、暴力団関係</u> <u>者を排除することを規定したものである。</u> <u>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表</u> <u>者及び役員等について暴力団関係者が含まれて</u> <u>はならず、また、その運営について、暴力団関係</u> <u>者に少しでも有益な行為を行ってはならないこ</u> <u>ととしたものである。(以下、他のサービス種類</u> <u>についても同趣旨。)</u>。</p> <p><u>(14) 準用</u> <u>基準条例第二百三十八条の規定により、基準条</u> <u>例第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、</u> <u>第三十四条から第四十一条まで、第四十三條、第</u> <u>五十六條、第五十七條、第一百十一條、第一百十二條</u> <u>及び第一百六十條の規定は、指定特定施設入居者生</u></p>
---	--	---

<p>用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第二百三十九条 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)によ</p>	<p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する基準</p>	<p>活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の3の(4)、(5)、(11)、(14)、(21)から(23)まで及び(25)から(27)まで並びに第三の二の3の(3)及び(4)並びに第三の六の3の(7)並びに第三の八の3の(8)及び(14)を参照されたい。</p> <p>十の二 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護</p>
---	---	--

<p>り、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二百四十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二款 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p>		<p style="text-align: center;">1 人員に関する基準</p>
--	--	--

<p>第二百四十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス基準条例第二百二十八条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準条例第二百二十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を</p>		
--	--	--

<p>いう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>三 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)</p> <p>3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定特定施設の従業者</p>		<p><u>(1) 生活相談員(基準条例第二百四十一条)</u> <u>通所介護の場合と同趣旨であるため、第三の六の1の(2)を参照されたい。</u> <u>第三の六[通所介護]の1 (2)より</u> <u>(2) 生活相談員(基準条例第二百十九条第一項第一号)</u> <u>生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十三号)第六条第二項に定める生活相談員に準ずるものであり、次に掲げるとおりとする。</u> <u>① 社会福祉士法(昭和三十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者</u> <u>② 介護支援専門員</u> <u>③ 社会福祉施設長資格認定講習会修了者</u></p> <p><u>(2) 介護職員の数</u> <u>基準条例第二百四十一条</u>第二項第二号の介護職員について、要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換</p>
--	--	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>(第一項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。</p> <p>5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(同項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(同項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(同項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百四十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ご</p>		<p>算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとする。</p> <p>(3) 常に1以上確保すべき従業者</p> <p><u>基準条例第二百四十一条</u>第四項の「指定特定施設の従業者」は、<u>同条</u>一項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。</p> <p>(3) 利用者の処遇に支障がない場合に従事することができる他の職務</p> <p><u>基準条例第二百四十一条</u>第五項及び第六項並びに<u>第二百四十二条</u>は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。</p> <p>(4) 計画作成担当者 (<u>基準条例第二百四十一条</u>第六項)</p> <p>計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てること。</p>
---	--	--

<p>とに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>第三款 設備に関する基準</p> <p>第二百四十三条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造かつ平屋建ての建物について規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。</p>	<p>(設備に関する基準)</p> <p>第七十四条 <u>条例第二百四十三条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</u></p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十</p>	<p>2 設備に関する基準 <u>(基準条例第二百四十三条並びに基準規則第七十四条)</u></p> <p>(1) <u>基準条例第二百四十三条</u>第二項は、指定短期入所生活介護の事業に係る <u>基準条例第五十二条</u>第二項と同趣旨である為、<u>第三の八の2の(3)</u>を参照されたい。</p> <p><u>第三の八の2 [短期入所生活介護] (3) より</u> <u>(3) 基準条例第二百四十三条</u>第二項における「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。</p> <p>① <u>基準規則第七十四条</u>各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措</p>
---	---	--

<p>4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>2 条例第二百四十三条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けないこと。</p>	<p>置が講じられていること。</p> <p>② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>③ 管理者及び防火管理者は、当該<u>指定特定施設入居者生活介護事業所</u>の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、<u>指定特定施設入居者生活介護事業所</u>の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p> <p>(2) <u>基準規則第七十四条第二項</u>において、居室及び食堂についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。</p> <p>(3) <u>基準規則第七十四条第二項</u>第一号イの「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例</p>
---	--	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p> <p>6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。</p> <p>8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併</p>	<p>ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(経過措置) 附則第五項 介護保険法の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年四月一日前から定員四人以下であるものについては、第六十九条第二項第一号イ及び第七十四条第二項第一号イの規定は適用しない。</p>	<p>えば夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。なお、<u>基準規則附則第五項</u>により<u>平成十八年四月一日前から</u>定員4人以下の居室である<u>場合、及び同第六項により平成十八年四月一日前から存する養護老人ホーム(建築中のものを含む)に係る特定施設の居室である場合は</u>、個室とする規定を適用しないものとする。</p> <p>(4) <u>基準規則第七十四条第二項</u>第一号ホ及び同項第三号の非常通報装置等の設置の規定は、利用者が居室等にいる場合に病状の急変等の事態が生じた場合に、特定施設の従業者が速やかに対応できるようにする趣旨で設置を求めるものである。</p>
--	---	---

<p>せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス基準条例第二百三十一条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四款 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び契約の締結等)</p> <p>第二百四十四条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百四十六条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅サービス事業所」という。)の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められ</p>	<p>(文書の交付に代わる重要事項の明示方法等)</p> <p>第七十五条 条例第二百四十四条第一項の規則で定める方法は、第四条に定める方法とする。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p><u>基準条例第二百四十四条</u>第一項は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業</p>
--	---	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>る重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>(受託居宅サービスの提供)</p> <p>第二百四十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、居室、浴室及び食堂の概要、要介護状態区分又は要支援状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、安否確認の方法及び手順、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応等である。</p> <p>また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。</p> <p>(2) 介護サービスの提供</p> <p>① 適切かつ円滑な介護サービス提供のための必要な措置</p> <p><u>基準条例第二百四十五条</u>第一項は、利用者に対し、受託居宅サービス事業者による介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p>
---	--	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第二百四十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程に定める事項)</p> <p>第七十六条 条例第二百四十六条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入居定員及び居室数</p> <p>四 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び</p>	<p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。</p> <p>② 介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p><u>基準条例第二百四十五条</u>第二項は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者による介護サービス提供の実施状況を把握するため、介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</p> <p>(3) 運営規程 (<u>基準条例第二百四十六条及び基準規則第七十六条</u>)</p> <p><u>基準条例第二百四十六条</u>は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、<u>基準規則第七十六条</u>第一号から第<u>十二</u>号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 外部サービス利用型指定特定施設入居者</p>
---	---	---

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第二百四十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p> <p>2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百五十条に規定する指定福祉用具</p>	<p>手続</p> <p>七 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p><u>十 苦情処理に関する事項</u></p> <p><u>十一 虐待防止に関する事項</u></p> <p>十二 その他運営に関する重要事項</p>	<p>生活介護の内容</p> <p>「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指すものであること。</p> <p>② その他運営に関する重要事項</p> <p>従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めておくこと。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p> <p>(4) 受託居宅サービス事業者への委託</p> <p><u>基準条例第二百四十七条</u>は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に受託居宅サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サー</p>
---	---	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>貸与及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所によって受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。</p>		<p>ビス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は受託居宅サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</p> <p>イ 当該委託の範囲</p> <p>ロ 当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ハ 受託居宅サービス事業者の従業員により当該委託業務が基準条例第十一章第五節の運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨</p> <p>ニ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>ホ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨</p> <p>ヘ 受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p>
--	--	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。</p> <p>8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>		<p>② 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は①のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p> <p>③ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行う①のニの指示は、文書により行わなければならないこと。</p> <p>④ <u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基準条例第二百四十八条第二項の規定に基づき、①のハ及びホの確認の結果の記録を当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p>⑤ 一の居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。</p> <p>⑥ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護のサービスを提供する事業者と予め契約し、法第七十条第一項及び施行規則第二百二十三条第一項により、当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を知事に提出しなければならないこと。</p> <p>⑦ <u>基準条例第二百四十七条第七項は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が、</u></p>
--	--	--

<p>(記録の整備)</p> <p>第二百四十八条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日 <u>(当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日をいう。)</u> から五年間保存しなければならない。</p>	<p>(整備等を行うべき記録)</p> <p>第七十七条 条例第二百四十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一 特定施設サービス計画</p> <p>二 条例第二百四十五条第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>三 条例第二百四十七条第八項に規定する結果等の記録</p> <p>四 条例第二百四十九条において準用する条例第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 条例第二百四十九条において準用する条例第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>受託居宅サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、<u>基準条例第二百二十七条</u>の身体的拘束等の禁止並びに<u>基準条例第二百四十九条</u>により準用される<u>第三十五条</u>の秘密保持等、<u>第四十条</u>の事故発生時の対応及び<u>第五十六条</u>の緊急時の対応の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p> <p>(5) 特定施設サービス計画の作成</p> <p>① 第三の十〔特定施設入居者生活介護〕の3の(7)によるほか、次の事項に留意すること。当該特定施設の計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成することとする。</p> <p>② 受託居宅サービス事業者のサービス計画（訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画等）は、特定施設サービス計画と整合が図られなければならないこと。</p>
--	---	---

<p>(準用)</p> <p>第二百四十九条 第十二条、第十三条、第二十二 条、第二十七条、第三十四条から第四十一条ま で、第四十三条、第五十六条、第五十七条、第百 十一条、第一百十二条、第二百二十三條、<u>第二百 二十五条</u>から第二百二十八条まで、第二百三十 一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から 第二百三十六条までの規定は、外部サービス利用 型指定特定施設入居者生活介護の事業について 準用する。この場合において、第三十四条中「訪問 介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施 設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業</p>	<p>六 条例第二百四十九条において準用する条 例第四十条第二項に規定する事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 条例第二百四十九条において準用する条 例第二百二十五条第二項に規定する提供し た具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>八 条例第二百四十九条において準用する条 例第二百二十七条第五項に規定する身体的 拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 録</p> <p>九 条例第二百四十九条において準用する条 例第二百三十四条第三項に規定する結果等 の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第七十八条 第七十一条の規定は、外部サービス利 用型指定特定施設入居者生活介護の事業につい て準用する。この場合において、同条中「第二百二 十六条第三項」とあるのは、「第二百四十九条にお いて準用する条例第二百二十六条第三項」と読み 替えるものとする。</p>	<p>(6) 準用</p> <p><u>基準条例第二百四十九条及び基準規則第七十 八条の規定により、基準条例第十二条、第十三条、 第二十二條、第二十七條、第三十四条から第四十 一条まで、第四十三条、第五十六条、第五十七条、 第百十一条、第一百十二条、第二百二十三條から第 二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十 二条及び第二百三十四条から第二百三十六条ま で並びに基準規則第七十一条の規定は、外部サー ビス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業 に準用されるものであるため、第三の一の3の (4)、(5)、(11)、(14)、(21)から(23)まで及び</u></p>
--	---	--

【第三の十一 特定施設入居者生活介護】

<p>所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第一百一十一条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>		<p>(25) から (27) まで並びに第三の二の 3 の (3) 及び (4) <u>並びに第三の六の 3 の (7) 並びに第三の八の 3 の (14) 並びに第三の十の 3 の (2) から (6) まで及び (8) から (14) までを参照されたい。</u></p>
---	--	---